

議案第 8 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第23項第1号表以外の部分中「この項」を「この号及び次号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 職務の級が5級（別表第1の2（その1）5級の項第1号から第4号までの職務に限る。以下この号において同じ。）から1級までの適用を受ける職員（別表第1（その1）行政職給料表の適用を受ける職員（三田市民病院職員の職名に関する規程別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。）に限る。） この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額

期間	職務の級	
	5級（課長補佐の職務に限る。）、4級及び3級	2級及び1級
令和2年10月分から令和3年3月分まで	100分の97	100分の97.5
令和3年4月分から令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

- (4) 職務の級が3級から1級までの適用を受ける職員（別表第1（その4）教育行政職給料表の適用を受ける職員に限る。） この条例の規定による給料の額に、その職務及び期間ごとに次の表に掲げる率を乗じて得た額

期間	職務の級	
	3級及び2級	1級
令和2年10月分から令和3年3月分まで	100分の97	100分の97.5

令和3年4月分から令和4年3月分まで	100分の98	100分の98.5
令和4年4月分から令和5年3月分まで	100分の99	100分の99.5

付 則

この条例は、公布の日から施行する。